

フランス国立司法学院



【フランス国立司法学院外観】

フランス南西部の中心都市で、ワインの産地としても有名なボルドーに、フランス国立司法学院（初期研修部）があります。フランスにおいて司法官（裁判官・検察官）になろうとする者は、外部試験等によって司法官試補に採用されたうえで、この国立司法学院において31か月の初期教育を受け、その後の卒業試験に合格することが必要とされています。フランスにおいて司法官に採用される過程は、弁護士になろうとする場合とは全く異なるもので、全く別の試験を受験し、別の教育機関で教育を受けることになっているのです。こうした点は、日本とは大きく異なっています。日本で裁判官、検察官及び弁護士になろうとする者は、原則として司法試験に合格したうえで、司法修習生として司法研修所や実務庁会（裁

判所・検察庁・弁護士事務所）における司法修習を受け、二回試験と呼ばれる国家試験に合格することが必要とされています。

ところで、国立司法学院は、毎年、司法省が決定する人数の司法官試補を試験等によって採用し、こうした者に対する初期教育を実施しています。最近の司法官試補の採用人数は毎年二百数十人ほどとなっており、その7、8割が女性です。司法官試補は、国から司法官の初任給の80%に相当する報酬の支払を受けながら研修に励んでいます。また、この研修を支えているのは、司法官として15年から20年までの経験年数を有する教官31人と職員41人です。国立司法学院では、こうした体制を生かして司法官試補に対する研修のほかに、司法官に採用された後の継続的な研修や、市民から選ばれて

裁判に携わる非職業的裁判官に対する研修を実施したり、外国の司法官に向けて、司法的専門技術や教育経験を提供する活動なども行っているのです。

このように、国立司法学院は、司法官の養成という点において日本の司法研修所と共通の役割を担っている機関です。このため、今までも両機関は相互に援助協力関係を築いてきました。そうした中で、平成18年3月14日、司法研修所と国立司法学院との間で、お互いの協力関係をより発展、深化させることを目的とする文書の調印式が、ボルドーの同学院において行われました。調印式では、相良朋紀司法研修所長とミッシェル・ドブキン国立司法学院長とがそれぞれ日本語とフランス語による協約書に署名し、これによって双方の研修機関は、研修プログラムの内容等に関する情報交換や、このための相互訪問を定期的に行うこと、教材等の資料の交換を行うことなどを書面によって確認しました。この調印式には、他に、司法研修所側からは私、フランスで研修中の桑原美帆裁判所書記官、在フラン

ス日本国大使館の平光信隆一等書記官が、国立司法学院側からはミッシェル・アレックス同学院次長、エリック・メットルピエール同学院国際課長らがそれぞれ出席しましたが、その雰囲気は、双方の機関の今後の協力関係の維持、発展を象徴するように和やかなものでした。式典後、私たち出席者は、建物の外から執務室を見通すことができるガラス張りの現代的建物であるボルドーの大審裁判所や、これとは対照的に荘厳なおもむきを持つ重罪院を見学し、翌日、パリにある国立司法学院国際協力部を訪問したのでした。

今回、この調印式に出席し、改めて法曹養成の重要性を実感しました。この席で、両機関の関係が、信頼関係を持ってますます発展していくことを肌で感じる事ができたことは、法曹養成に携わるものとしてとても貴重な機会であったと感じております。

(司法研修所教官 木納敏和)



【裁判官席】



【調印式】